

平成 16 年 3 月 23 日 (火)

於・共用会議室 (G・H)

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会議事録

## 目 次

1、開 会 .....	1
1、食糧部長あいさつ .....	1
1、議 事 .....	2
( 1 ) 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の見直しについて .....	3
( 2 ) 麦政策の現状と検証 .....	25
( 3 ) その他 .....	45
1、閉 会 .....	47

## 開 会

中村食料企画課長 時間も過ぎました。一部、まだ到着されていない委員の方もいらっしゃると思いますが、ただいまから総合食料分科会の食糧部会を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様には年度末でお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日は、3月末に予定されております「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の見直しにつきまして御議論をいただきますとともに、「麦政策の現状と検証」等について御説明申し上げ、御意見を伺いたいと考えております。

委員の皆様の出席状況は、所用によりまして生源寺委員が御欠席でございますけれども、残りの委員の皆様は後ほどおみえになる方も含めて御出席ということになっておりますので、本部会は成立ということでございます。

それでは、部会長、よろしく願いいたします。

八木部会長 それでは始めさせていただきます。

本日は「基本指針」と「麦政策」という二つの議題が予定されております。また、事務局からの報告・説明事項もございます。特に「基本指針」につきましては3月末までに見直して公表することになっておりますので、事務局はもとより、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

## 食糧部長あいさつ

八木部会長 それでは、武本食糧部長からあいさつをお願いいたします。

武本食糧部長 食糧部長の武本でございます。食料・農業・農村政策審議会食糧部会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中を御出席いただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

本日は、「米の需給及び価格の安定に関する基本指針」の見直しと「麦政策の現状と検証」、こういうテーマについて御議論を賜りたいと存じます。

米につきましては、委員の皆様方も御案内のように、昨年の不作に端を発しまして価格の高騰が見られたところであります。しかしながら、1月のセンター入札を境に現在は低落に転じております。昨年に比べればいまだ高い水準でございます。今後の動向につきまして予断は許さないと思っておりますけれども、価格そのものは落ち着いてきているのではないかと認識いたしております。本日御説明する指針は3回目の策定となるわけですが、詳細は後ほど説明をさせていただきます。ただいま申し上げましたような昨年11月以降の米を取り巻く状況の変化の記述を中心に案を作成しているところでございます。

続きまして、麦政策に関してでございます。昨年12月、政府売渡価格について当食糧部会で御審議をいただいたところでありますが、その際、「新たな麦政策大綱」の検証について私ども事務局としての整理を御説明申し上げ、委員の皆様方から、今後とも十分な検証を行うよう、さまざまな御意見をいただいたところであります。また、当日の食糧部会答申の中に、「農政を取り巻く新たな環境を踏まえて、今後さらに十分な検証を行い、麦政策の基本的なあり方を検討されたい」旨の御指摘をいただいたところであります。本日は、この答申等を受けまして麦政策の現状と課題について事務局から御説明を申し上げ、委員の皆様方の御議論・御指摘を承り、それを今後の検討に反映させてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、今後の検討の方向性を指し示していただければと思うわけであります。

簡単ではございますが、以上をもちまして開会のあいさつとさせていただきます。

八木部会長 ありがとうございました。

## 議 事

八木部会長 それでは議題の審議に移りたいと思います。

議事の進め方ですが、議事次第に沿いまして、最初に「基本指針」、それから「麦政策の現状と検証」についてそれぞれ事務局から説明をいただき、委員の皆様方から御意見・御質問等をいただきたいと思います。最後に事務局から報告、説明事項がございます。

なお、本日は盛りだくさんの内容となっておりますために概ね16時30分くらいを目

途に審議を終了する予定で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、最初に計画課長からよろしく願いいたします。

(1) 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の見直しについて

今城計画課長 お手元にお配りさせていただいております資料1、基本指針(案)について御説明をさせていただきます。

まず目次をごらんいただきたいと思います。大きく「第1 動向編」、「第2 需給見通し編」とございますが、第1の動向編につきましては直近の15年産の不作を受けて以降の動きについて集中的に記載をさせていただいております。第2の需給見通し編は今年の6月までを見通したものを記載させていただいております。おめくりいただきまして、「第3 国の方針編」、ここは昨年11月から変わっていないところはかなりありますが、変わったところを中心に御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、第1の動向編でございます。

1ページです。15年産米につきましては、作況指数が90ということで生産量が1割減少しましたので、その不作を受けた後の需給動向について順番に、消費から御説明をさせていただきます。

まず直近の消費の動向ですが、出来秋に価格が高騰いたしまして、それ以降、最近は落ち着きを見せております。特に価格が上がっている中でいろいろ消費が減少しているのではないかということも言われているのですが、私どもが消費量を調査しておりますものに消費動向等調査がございまして、ここでは表面上は今までのペースで来ているというような調査結果になっております。これについては今後がどうなるかということもございませぬけれども、私どもの調査ではそうなっているということでございます。

2ページは消費に関する特徴的な動きですが、価格が上昇しておりますので、消費者の皆さんの消費支出については、10月以降、かなり上回って推移しているところでございます。また、購入数量につきましては、15年産米の収穫が遅れ本格的な出回りが9月から10月にずれ込んだだけではなくて、15年産の縁故米、要するに親類等に無償で譲渡された米の数量が例年に比べて減少したために、有償で購入された米の数量が増加してい

るというような形になっております。

それから、右側の表、「1人1カ月当たりの食料消費支出の推移」ですが、消費支出の割合自体は、米、パン、めん類でそれほど特徴的な変わりは一応ないということになっております。ただ、米につきましては、単価が上がっていることから、4.3%から4.9%となっております。今までのところ、消費者の購買意欲が減退することについては表面化しておりませんが、今後続くであろうデフレ経済の進展なり消費者の低価格志向の高まりの中で、私どもも消費の動向には注目してまいらざるを得ないと考えております。

それから、生産に関する直近の動向でございます。これは、前回、11月のときも御説明しましたが、それをリバイスさせていただいた形になっております。上位10品種の割合が大体8割と少し上がっておりますけれども、そういう傾向が続いているということでございます。

続きまして、4ページ、5ページでございます。これも11月のときに大体御説明しておりますので割愛しますが、確認のために申し上げておきますと、5ページでございますように、北海道、東北で不作のためかなり低い数字、青森53、宮城69、北海道73、岩手73、こういう数字になっているところでございます。

続きまして、6ページ、7ページですが、7ページは15年産米の品質でございます。私どもは検査数量の等級別比率をとっていますが、それが7ページの左側の下の数字になっています。これで1等比率の数字だけから見ますと、14年産70.2%が15年産73.4%ということで、若干1等比率が上がっております。これは文章では中ほどぐらいに記述させていただいておりますけれども、小粒傾向ではございますが、充実が比較的よかったこと、そして気温の高い年に発生しやすい乳白粒などの高温障害が少なかったことが原因ではないかと考えられております。

続きまして、8ページ、9ページでございます。米の需給に関する直近の動向で、左側でございますように、15年産米の生産量が764万トンとかなり落ちたわけですが、在庫等々がそれを埋めておりまして、年間の食用需要量870万トンをかなり上回る950万トンと見ているわけでございます。

9ページが安定供給のための取り組みでございます。これも11月のときに御説明したとおりですが、文章でございますように、大きく3点の対応をしております。不作だという情報が出た直後から、 )政府米の販売、自主流通米の調製保管の解除、さらには )売り惜しみ、便乗値上げ防止のための監視体制の強化、 )情報提供の充実に取り組んで

まいりました。それから、監視体制としては、卸・小売価格調査につきましては、従来は月1回だったところを毎週ということで、これは現在も継続させていただいております。

続いて、10ページ、11ページでございます。10ページは加工原材料用米の供給動向でございます。右側に棒グラフがありますが、加工原材料用米につきましては、お米の制度別には、輸入していますMA米、自主流通米、転作カウントとしてつくっていただいております国産の加工用米、その他くず米という供給になっているわけでございます。15R Yはちょっと少なくなっています。原因はいろいろあるかと思いますが、加工原材料が若干減っているという状況でございます。

なお、念のために申し上げておきますけれども、加工用米と言われているものと加工用原材料用に供給されている米は、言葉が違うだけではなくて、加工用米というのは転作として低価格でつくっていただいているものをカウントすることになっておりまして、加工用に供されている米がイコール加工米ではないということでございます。少しわかりにくいのですが、私どもはそのように区別しております。

11ページ、もち米でございます。これも去年の不作、それから14年産も全国的にはそう不作ではなかったのですが、主産地の一つの北海道で不作だったため、14年産そのものの生産量が、右下のグラフにございますように収穫量が24.5万トンと通常よりかなり減っていました。さらに15年産は減ったということで、在庫も払底している状況でございました。これにつきましては、やむなくMA米を77万トンの範囲の中で輸入する等の対応を行っております。また、16年産につきましても、農業者団体のガイドラインがございまして、これも増やすといった対応をさせていただいております。

12、13ページでございます。12ページの右側の表が「15年産の自主流通もち米等の年間契約提示価格及び数量」です。提示価格は、例えば北海道の「はくちょうもち」は1万8000円、岩手の「ヒメノモチ」が2万372円ということで全国集荷団体が提示した価格で成約しているものですが、昨年はこの数字よりもかなり高い水準で計画外の方が流通していたこともございまして、自主流通もち米の集荷の方は少なくなっております。結果、12ページの左側の文章に書いていますように、前年の12万トンを下回って、7万1000トンという数字になっているわけでございます。

13ページはもち米の輸入でございます。MA一般とMAの中でSBSという売買同時入札方式というやり方をとっております。MA77万トンの内数でSBSが約10万トンとなっていますが、SBSの10万トン全体のうち、もち米が約4万トンでございます。

それから、通常のM A一般では、もちや米粉調製品代替として入れているわけですが、今年には特に足りないのので、タイから1万トン、中国から第3回と第4回で5000トンずつの計1万トンを輸入しております。ただ、これはいずれも77万トンの内数ということで対応させていただいております。

続きまして、14ページ、15ページでございます。民間流通米の集荷・販売の状況でございます。14ページのグラフですが、14年産米の集荷が、一番下の黒い太線、でつないでいる線でございます。15年産米は2月末までで319万トンでございます。前年同期を112万トン下回る水準になっております。

15ページは民間流通米の販売状況でございます。右下の「自主流通米の月別販売動向」をごらんいただきますと、14年産と15年産を対比しております。作が遅れましたので、出回りの11月にはかなり大幅に昨年を上回る販売がございましたが、その後、価格高騰の影響等を受けまして、12月、1月、2月は販売量が昨年に比べて減少しています。7月から2月の累計で、14年産が145万トンのところ、15年産は122万トンということで23万トンの減少となっております。

左下の表は計画外流通米の出回りでございます。これについても、8月から1月の累計で見ますと、全体で5万トン、計画外流通米が増えているということになっているわけでございます。

16ページ、17ページでございます。16ページの上側のグラフは、悉皆調査ではないのでパーセンテージの表示になっておりますけれども、14年産と15年産の計画外の販売先の率でございます。これをごらんいただきますと、消費者の方が、直売の割合が49%から42%と少なくなっておりまして、逆に農協等が20%から29%となっております。これは、収穫の遅れや生産の減少に対して、系統集荷の強化策として計画外流通米も含めて庭先集荷の徹底ということで取り組んでいただいた結果等が反映されているのではないかとということでございます。

下の表ですが、計画外の有償・無償譲渡の増減の割合でございます。有償・無償別の譲渡数量につきましては、先ほども申し上げましたが、無償譲渡されたいわゆる縁故米が8月以降一貫して前年を下回っているということでございます。有償譲渡は12月にかなり上回っているという状況にはございますが、また1月は減っているということでございます。

それから、17ページの右側の表ですが、これは15年産自主流通米の主要産地品種銘柄

別、いわゆるどれくらい売れ行きが進んでいるかという販売進捗の表でございます。要するに、各年産の集荷数量を分母といたしまして、どれだけ売れているかをあらわしたものでございます。この表を見ていただきますと、例えば真ん中の福岡の「ヒノヒカリ」、北海道の「きらら 397」の販売進捗は昨年よりも進んでいるような表になっています。これは、全体の価格が上がった中で、どちらかという価格水準が手の届きやすいところにあったことが反映されているのではないかと考えております。

続きまして、18 ページは民間流通米の検査状況でございます。特に 15 年産米の検査数量は、全体の生産量がへこんでいますので、2 月末現在で前年の 8 割強の水準にとどまっているわけでございます。その中で、JAS 法の適用等々によることが影響しているのか、計画外流通米についての検査比率が昨年に比べて非常に高くなっていることが右側のグラフでお見受けいただけるかと思えます。

19 ページは政府米の買い入れ状況でございます。15 年産米の政府買い入れにつきましては一応 10 万トンという計画を立てておりますが、このような価格状況であります関係から、現在のところ、買入数量は 2 月末現在で 2500 トンという水準にとどまっております。内訳は右の表のとおりでございます。

それから、20 ページ、21 ページは政府米の販売状況でございます。右側のグラフで斜線が昨年、黒線が去年から今年にかけてでございます。今年は販売量が非常に増えていることが一目瞭然でお見受けいただけるかと思えます。特に 9 月、10 月は、新米の出が遅かったこともあり、政府米の方に販売の需要が来たということもございます。それから、11 月、12 月は、後で出てまいります、自主流通米の入札価格が非常に高騰した結果、政府米に対する需要が高まっているということではないかと思えます。これはあくまでも販売動向でございます、実際に引き取られている数量でございます。

21 ページでございます。これは政府米の販売進捗と申しますか、買った量に対する販売の比率でございます。全国平均での販売率は 58.7% になっております。

続いて、22 ページ、23 ページでございます。まず、22 ページは民間流通米、自主流通米の在庫の状況でございます。在庫と申しましても去年の 10 月のお話でございます、13 万トンございましたけれども、既に今年の 1 月までに全量販売が完了してしまして、今は全量 15 年産米の流通になっているということでございます。

23 ページは政府備蓄米の状況でございます。政府備蓄米につきましては、2 月末現在で実際に政府が持っている数量は 90 万トンという水準になっております。右上の図は、

昨年10月末は131万トンの政府在庫を持っておりまして、この昨年10月末の水準が点線で書いてありますところで2月末までの販売により引き取られているところの数字でございまして、都合41万トン減って現在は90万トンということでございます。12年産が例えば11万トンあるわけですが、実際の契約につきましては、12年産から14年産まではほとんど契約済みでございまして、今後、販売の中心は9、10、11年産になっていくということでございます。

24ページ、25ページでございます。これは流通在庫状況のグラフでございます。斜線が昨米穀年度、黒く塗りつぶした方が今年の米穀年度でございます。卸売業者さんは、価格高騰のために先に玉の手当てをするというので、今年の2月末現在の流通在庫が76万1000トンでございますので、昨年の同時期32万8000トンに比べてかなりたくさん在庫を抱えておられる状況でございます。

25ページは価格でございます。自主流通米の価格形成センターにおける入札価格の推移でございます。ここにつきましては、不作傾向であるということが伝えられて、9月はかなり高い水準からスタートしたのですが、その後集荷が進み、東北、北陸のお米が出てくる状況になって、右側のグラフのように2万円を切ったりする水準になりました。しかしながら、全体の作況指数が90ということで昨年よりは少なくなるのは間違いのないことから、先に手当てをしようということで買い意欲が旺盛になられまして、2万3500円、2万3700円という水準に高騰したわけでございます。

しかしながら、左側のページにございますような卸売業者さんの流通在庫の状況等、いろいろな要素が絡みまして、1月、2月は下落の方向に転じているわけでございます。実は今日も入札が行われております。まだ結果は入っておりませんが、どうなるかというところでございます。これで昨年に比べ下がってはいるのですが、下の点線が実は14年産の入札の水準でございまして、年平均で1万6000円強だったと思いますけれども、その水準から比べれば2月現在でまだ3割程度高い水準ということになっているわけでございます。

続きまして、26ページ、27ページでございます。主な産地、品種、銘柄ごとの入札価格の値動きをお示しているわけでございます。一般的に申しますと、高騰した11月、12月の際は、高いところが高く、安いところは比較的上がらなかったということがあったんですが、1月、2月の下降局面におきましては、高いところの下がり方が少し大きく、どちらかといえば値ごろの方の価格はそう下がっていないということで、価格の差が縮まる傾

向が出ているのではないかと思います。なお、左側の方も右側の方も前回の入札までの数字ですので、公表させていただく際には今日の数字に差しかえさせていただきたいと考えております。

27 ページは今私が申し上げたようなことを若干解説しております。左側が14年産、右側が15年産で、さらに15年産の下期と今回の2月の価格帯の銘柄数の割合を示しております。全体にずり下がってきているということでございます。

28 ページ、29 ページでございます。まず28 ページは用途別価格の動向ですが、右側が原材料米の販売価格の動向を精米1kg単位でお示しております。全体の水準が上がった関係で、原材料米価格も上がっているということがお見受けいただけるかと思います。

29 ページは卸、小売の販売価格の推移で、私どもが毎週調べている数字でございます。まず卸の方ですが、右側の表にありますとおり、センター入札価格が下降に転じて以降、やはり下落に転じているということでございます。下の表は増減率で、これは対前年同期比の数字です。下がってきたとはいえ、まだ2割強高い水準であるということでございます。

30 ページは小売の方の価格でございます。入札価格が変動する中、小売価格については卸売価格に比べて穏やかに変動する傾向が出ております。これは、販売形態の差による価格改定にタイムラグがあることと、販売不振につながることから消費者への価格転嫁がかなり困難であるということが要因であると見受けられます。下に小売価格の増減率の表がありますが、対前年同期比3割から2割の高い方という水準で、下がったとはいえ、まだその水準であるということでございます。

31 ページは何をお示しているかと申しますと、自主流通米の入札価格が昨年に比べてどうか、卸売価格がどうか、小売価格がどうか、並べております。意味するところは、消費者の価格に対する選好が厳しく、仕入価格の上昇をそのまま販売価格に転嫁するのは非常に難しい状況であることから、販売事業者の皆様にとっては厳しい状況であるということがうかがわれる資料でございます。

32 ページ、33 ページでございます。これは主にブレンド米の状況でございます。32 ページの右下の表は東日本と西日本でブレンド米の取扱割合の推移を比べております。どちらかという西日本の方でブレンド米が多く、東日本の方が単品精米の傾向が強いのですが、東日本の方でも今年はブレンド米の取扱割合がかなり上がっていることがお見受けいただけるのではないかと思います。

34 ページ、35 ページですが、34 ページは外食事業者等の取り組みでございます。仕入価格の高騰を受けまして、外食事業者さんの方でも仕入価格の高騰を抑制するため、約6割の業者が従来の仕入れ内容を変更するといった対応をされているということでございます。ブレンド米はブレンド構成を変更したり、従来仕入れていた単品米からブレンド米に切りかえる等々の対応をされているということでございます。また、上のグラフはアンケートですが、仕入価格が上昇したというのが87%いらっしゃるわけですが、実際に販売価格を上げた方は25%にとどまっているということでございます。

36 ページは米の輸入に関する直近の動向でございます。ミニマム・アクセス米が77万トン輸入されているわけですが、これにつきましてはSBS等の食用に4万トン、国産の加工用では足りない加工用分について21万トン、それからKR援助等で20万トンということでございます。その余は在庫となって積まれていまして、昨年10月末にはこのようなミニマム・アクセス米が127万トンあるという状況でございます。

以上が直近の需給動向でございます。

続きまして、第2の需給見通し編でございます。

39 ページは、昨年11月にこの場で御議論を賜った需要の見通し、需給見通しの策定でございまして、昨年6月末には政府米が163万トンの在庫がありましたのが、今年の6月末にはそれが89万トンになるのではないかと見通していたところでございます。

しかしながら、販売が進んだことから、40 ページが6月末までを見通しましてどうなるかということですが、若干変更がございます。15年産米の生産量、主食用につきましては763万トンと算出していたわけですが、生産者団体さんの方で加工用米の需給状況を勘案して1万トンを主食用へ供給ということを行いましたので、764万トンとなっております。それから、申すまでもなく一番違うのは政府米の需要量ですが、4、5、6月につきましては多分この状況ですので、以前のような調子では販売が進まないだろうというふうに見通しております。そのところにつきましては(2)で記述してありますが、今後の価格動向によりまして、流通段階において相当量の在庫の取り崩し生じる可能性がある。卸売業者さんの方では2月末で76万トンという在庫をお持ちですが、そこがどうなるかということもでございます。特に政府米につきましては、昨年11月に見込んだ需要量を大幅に上回っている。これが仮需と申しますか、先に手当てをされているという状況でございます。

したがって、今後の消費動向なり自主流通米の需給価格動向、それから16年産米の作

柄状況はまだわかりませんが、そういう状況も見えていかないと、はっきりとしたことはなかなか見通せないところがございます。しかしながら、当面、6月末までを見通してみますと、政府米の在庫量は73万トンと見込まれる。全体需給156万トン在庫のうち73万トンが政府米ということでございます。それが上のグラフです。

ただ、いま一度申し上げますが、販売業者の方々が先に玉を手当てをされているという状況がございますので、適正在庫といわれる100を割っているからどうだということでは必ずしもないのではないかと。要するに、どこで在庫になっているかというところを見ながら判断していかなければいけないと考えております。

続きまして、第3、国の方針編でございます。

43ページ以下は米政策改革大綱の考え方で、ここは11月の基本指針のときとほとんど同じですので、省略させていただきます。45ページの「当面の方針」のところから若干御説明させていただきます。

一番最後のところは、今御説明したとおり、今年6月末の在庫量は政府米で73万トンと見込まれますが、潤沢な流通在庫等もあわせて考えると、16年の端境期までの間、供給に特に支障はないというふうに見通されるところでございます。

46ページ、47ページでございます。米政策改革の16年からの着実な推進ということで、ここにつきましても生産目標数量についてはこの場で御議論賜った考え方に沿って配分を既に了しており、それに基づいて全国で取り組みが行われているという状況を書かせていただいております。

特に、47ページの(7)需給適正化対策でございます。11月のときにも少しお話ししましたが、政府米の8・9年産米につきまして、一部、主食用として販売することが適当でないと判断される玉が生じています。この部分については、需給表の外側に食糧援助用備蓄として国産米を35万トン持っているところですので、この部分から主食用に適する部分を取って、34万トンについて飼料用として処理するというのを15年の補正予算で手当てしております。先ほどの需給表はその34万トンは織り込み済みとありますが、既に削った後の数字ですので、あそこから34がなくなるわけではございませんので、念のために申し上げます。

続いて、48ページ、49ページでございます。48ページは安定供給の確保に対する支援ということで、この3月末で計画流通制度が廃止され、「米穀機構」、米穀供給安定確保支援機構を4月に設立するというところでございます。その仕事につきましては、改正食

糧法に基づきまして、一つは豊作による過剰米を区分して出荷して主食用の需給を守る取り組みの集荷円滑化対策に関する仕事と、現在、食信協さんが実施されております安定供給に資する取引の債務保証業務、これを法律に位置づけております。そのほか、現在、自主流通法人の方で担当されております生産者への情報提供業務や、これは国の助成ですが、安定供給に資する米取引に対する助成の仕事等、幅広く担当していただくことにしております。

4番の適正な指標価格の推進につきましては、現在は自主米価格センターで入札取引をしているわけですが、16年4月以降も基本的にそこで入札取引を行っていただくこととなります。名称は(財)全国米穀取引・価格形成センターとなります。ここが食糧法上の米穀価格形成センターとして指定されるわけでございます。そこにつきましては、名前が変わるだけではなく、入札関係者の幅広い参加、取引内容の充実といったことをやりまして、魅力ある価格形成センターになっていただくため、公明正大な指標価格がつけられるよう、4月以降、取り組んでいきたいということでございます。

49ページは備蓄の運営方針でございます。ここにつきましては、1で記載していますように、今年6月末の政府在庫は73万トンと見込まれます。また、12年産米以降についてはほぼ契約済みですので、今後は9年~11年産米の販売が主体とならざるを得ないところでございます。他方、流通在庫はたくさんあるという状況でございます。

2の備蓄運営の基本方針ですが、基本的には適正在庫水準が100万トンということで、これを年間半分ずつの50万トンを回転備蓄していくことが理想形でございます。現状は15年産米はそういう買い入れができる状況にないこと等がございまして、すぐにはなかなかそういう形にならないわけですが、そういう備蓄運営を目指していきたいということでございます。それに付随して、4月以降、政府米の売買のやり方を売りも買いも入札を基本とした取引とさせていただいて、市場実勢が反映されるようなやり方をしていきたいということをここで書かせていただいております。

最後に輸入でございます。現在、ウルグアイ・ラウンドで決まっています77万トンがミニマム・アクセス数量となっております。

したがって、50ページで16会計年度の輸入方針を書かせていただいておりますが、基本的には77万トン、SBSについても年4回の10万トン程度で運営していきたいと考えております。

少し長くなりましたけれども、以上で私からの御説明とさせていただきます。

八木部会長 それでは、ただいま説明のありました基本指針（案）につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等をいただきたいと思います。どうぞ御自由に御発言ください。

藤尾委員 48 ページと 49 ページでちょっと腑に落ちないところがあるんです。今後、自主流通米価格センターをより充実されるという話の中で、もう一つ、政府米は政府で入札するということですね。我々の業界から見たら自主流通米価格形成センターも政府の出先のような感じを受けているわけです。そうすると、自主流通米とか政府米とか、米が限りなく自由になる中において、あるいは将来は計画外流通米もなくなって、それも上場されてくる可能性があるわけで、その中において政府関係で二つの入札場所があるということは少しおかしいのではないかと思いますことが一つ。

もう一つは、気前よく買った方も悪いですけれども、売った方も気前よく売り過ぎて、手持ちが少なくなりました。15 年産が入ってこなくなると、16 年 6 月末現在 73 万トンの在庫は、減っても増えることはないということですね。そして、その中のうち 9 年～11 年産を中心に売っていかれるということですが、9 年～11 年産もほぼよいものはないと我々は見えています。そうすると備蓄としての役目を果たしていないことになってくるわけです。そして、16 年、これから植えていく米が、平年作であれば無難に越せるわけですが、もし今年のような天候からして、万が一にも不作になれば大変なことになるわけですので、その辺の考え方をきっちりしていただきたいと思います。

今城計画課長 藤尾委員の御指摘の 1 点目は、指標価格の形成という観点から自主米センターでの入札が、名称は変わりますけれども、引き続いて 4 月以降も行われる。一方、皆様から見れば同じ政府系ということで政府自身が入札を行う。これについてどういふことなのかというお話です。確かに自主米センターは政府が運営されているように見えるかもしれませんが、ここはもちろん政府が指定した入札センターということではございませんが、法律上の位置づけからしますと、適正な価格形成を図っていただくために、民間の方々で運営されているところを適正であるということで指定をするという形ですので、そこは公明正大な適正な価格形成がされていく場として位置づけられるということですので、政府が運営をしているという位置づけとは若干違うのではないかと。

それから政府米の方の入札ですが、米改革のときにいろいろな御議論がございまして、政府米が民間流通のしがらみになってはいけない、基本的には市場実勢に応じてやった方がいいということで入札取引を考えられているわけでございます。手続的には政府米も自

主流通米センターでやったらどうかとか、いろいろな議論はあるかと思いますが、基本的には政府の役割を果たすことと市場をなるべく邪魔していけないということで入札をしているところでございまして、機能面で全く異なる。要するに、片一方は民間の取引で指標価格を形成していただく、それを皆さんが見ながら取引をしていただくような指標価格をつくっていただくというところに意味がございまして。政府米の方は基本的に備蓄米を国民に安定供給していくことが役割ですけれども、それをやるときに民間に過度の影響を与えてはいけないので入札でそれを販売しているということですので、皆様方から見れば大した違いはないではないかと思われるかもしれませんが、そこは機能が異なっていると言わざるを得ないのではないかとございまして。

それから、2点目、15年産の不作を埋めるために、政府としてかなり早い段階から14年産を売り出す等々のことをやった結果、このことになっているところでございまして。先ほど来申し上げておりますように確かに政府が持つのは6月には73という数字になるわけがございまして。確かに減っても増えることはないという御意見は正しいかもしれませんが、16年産がどうなるかということを前提に考えると申されても、昨年11月、12月のあの状況のときに政府が売らないことは不可能であったと考えておりますし、適切な需給状況をつくるためには、この米があるので買っていただけますよということをせざるを得なかったということは、あの状況の中では御理解いただけると思います。

ただ、結果的にこの数字になっているわけがございまして、ほかに手があるかないかということは別にして、16年産米の作柄を十分踏まえた対応はしてまいらなければいけないと考えております。今年以上の不作が来たときは大変かもしれませんが、我々が今まで経験してきたことからすれば、あれだけの不作の後に同じ不作が来ることはここ100年ぐらいなかったものですから、基本的にはそういう事態になかなかならないのではないかと考えています。

ただ、もし来た場合はどうするのかということについては当然考えなければいけないのですが、少なくとも去年の段階でその次のことを考えて売りとめることができない以上、これは今から考えるしかないということでございまして。したがって、16年産米の作柄状況を見ながら、この秋に次はどうしていくかということ、この場等も踏まえて議論していただくことになろうかと思っております。

八木部会長 よろしいでしょうか。

藤尾委員 はい。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 藤尾さんがおっしゃった2点目と私の質問が同じなのですが、気候条件を見ますと、この15年から20年ぐらいは5年周期ですね。冷害年の次の年は大体気温が高温化していることからすると、16年産は多分豊作になるのではないかと。こういう勝手な予測をしてはいけないのですが、その辺を見越して需給管理しなければいけないというのはそのとおりだと思います。

ただ、教えてほしいのは、政府在庫が73万トンになる。先ほど来よく出てくるのが流通在庫ですが、この流通在庫に関しては僕らが計画を立てるときもかなり意識をして計算に入れたんですけども、流通在庫と言いますと流通過程で業者さんが買い取ったダブつきですね。このダブつきを国が管理する備蓄制度の中にどの程度入れるのか、あるいは入れないのか。制度として入れるとしたら何らかの制度的な裏づけがあるのかないのかというあたりがよくわからないでいるのです。備蓄運営研究会報告ではこの流通在庫を一体どのように扱っているのかということがあれば、教えていただければと思います。もしも流通在庫は需給調整上も非常に大事なものであるというふうに位置づけるのだとすれば、それなりの対応が必要である。そうでなければあまり考えなくていいだろう、バッファとして考えていけばいいだろうと思うのですけれども、その辺の整理ができていくかどうかということです。

今城計画課長 大泉委員のお話ですが、備蓄運営研究会の中で、流通在庫をどのように政府備蓄と関連づけるか、または取り込んでいくかという観点は、特にないということでございます。しかしながら、需給計画を立てるときに、政府が持っている在庫、民間の集荷業者、全国集荷団体の方が持っている在庫だけではなくて、流通段階でどういう流通在庫が生じているかというのは、昨年秋のときもたしか外出しで48万トンの流通在庫があるということを前提にして需給計画を立てたわけですので、流通在庫に政府が関与することは通常時には当然ないわけでございますが、需給計画を立てるときには当然それは織り込んで立てなければいけないという関係ではないかと考えております。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 今の大泉先生の御質問と関係しますけれども、73万トンになるまで政府米を売ったわけですね。100万トンという一定の基準があったんですが、売り込んでいったわけですね。売り込んでいったと言っても、それは政府が積極的に売ったというよりも、窓口を開いて、こうした需給の動向にあるから卸屋さんがその米を在庫しておきたいという

ことで買った。ですから、これはあくまで民間の取引であって、リスクが生じているかどうかはなかなか厄介ですけれども、それは卸屋さんが責任を持つのだというお話だろうと思います。

しかし、それにしても、当初 100 万トンはきちんと一定の基準で持つということだった。いろいろ議論はあったんですよ。150 万トンだったり、いろいろあったけれども、最低 100 万トンでいいということで、100 万トンを決めたわけでしょう。ところが、それから需給の動向がありまして、価格が高騰していることも間違いから、どんどん売っていきます。どんどん売っていく基準は一体何なのかということです。結果として、民間に在庫が残ります。民間に在庫が残るのは、買った卸屋さんに在庫が残ると同時に、生産者団体なり集荷業者、生産農家でまだ在庫を持っておられる人が何人かはおられるのではないのでしょうか。それは当然ですね。この後、計画的に売ろうと思っていた米が売れないでいる人も場合によってはおいでになるかもしれないと思います。

国が一定の基準、その基準が難しいのですが、基準を超えた行為を行ったことによって在庫が分散ないし拡散して、リスクはそれぞれで持ってくださいということになると、結局、国はかなり身軽になるための機能をやったわけですね。国はこのことによりまして大変財源負担が助かっているのではないかと。もっとも、ほかの部分でかかっていますからあれですけれども、ともかく財源負担がよくなったと思うんです。こういうことでいいんですか。国は、100 万トンと決めたのなら、100 万トンをどうするかということについて、そして民間在庫がありますから、それを加えてやれば 73 万トンあって大丈夫ですという話をしておいて本当にいいのだろうかという気がするのです。

こうなりますと、大泉先生がおっしゃったように、民間在庫、卸の在庫についてどういう関与の仕方をするのか。どんなふうを考えるのか。それから、場合によっては売れ残りで自主流通米が生じかねない。思い切って安売りしてどんどん売れば別ですよ。しかし、そうではなくて売れ残りが生じたものについて一体どんなふうを考えますか。6 月末から米が本格的に出回る時期の間まで、その点をどんなふう考えるのか、よほど整理していかないと心配だなという気がいたします。

八木部会長 中村委員、どうぞ。

中村委員 今のお話を聞いていますと、結局、政府米の売却を絞るといいですか、100 万トンを維持するために売らないことになる、ますます値段が上がったろうというふうに行政の皆さん方は思っていらっしゃるし、多分そうだったのだろうと思います。そう

すると、私は素人でよくわからないのですが、価格形成のあり方について、本当はもう少し工夫が必要なのではないか。

私の記憶では、たしか平成5年産のときは価格形成センターは閉めたわけです。今回はあけた。かつ、その間、値幅制限がなくなっているわけですね。普通、相場というのはリミット・アップとかリミット・ダウンとか、みんなリミットがあるわけです。今回はなかったがために、毎日入札をやると前回の価格よりもさらに高く、どんどん高くなっていく。それが火に油を注いだと言えれば言い方が過ぎますが、結局そんな形になって、それを食いとめる、沈めるために、インドネシアのブロックではありませんが、政府米を出したというふうに考えると、流通在庫が政府在庫から変わったことについて国の機能云々ということはありますけれども、私は価格形成のあり方にちょっと工夫する余地があるのではないかという気がしますので、あわせてお話しただければと思います。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 私、備蓄運営研究会の方にも参加しておりまして、うろ覚えですが、基本的な議論は、いろいろな豊作・不作、特に前回の非常に大きな不作を経験して、その分析をして、備蓄は何のためにやるのか、目的は何かという基本論から始めたように記憶しております。これは安定供給のためであると。しかし、生産量は気象条件等に影響されて大きく変動する事がありますから安定供給というのは消費者サイドに届く量になるべく安定するようにということだという整理をしたように記憶しております。

そうすると、今回、作況90の状況のもとで政府の在庫が減るのは、評価が100点か何点かは知りませんが、安定供給のための備蓄の役割が果たされた証であるということだと思います。当時問題になったのは、実際に豊作・不作が起きたときに生産者、流通業者、小売業者、消費者はどのような行動をとったのか。そのことと全体需給についてのあらかじめの議論、前提、分析とはギャップがありました。このギャップのために、広い意味での需給管理、あるいはそういう目的のための在庫・備蓄管理に非常に悩まされた。端的に言う、今回は90でしたから結果的にはまあまあうまくやったなと思うのですが、前回のときは、後から分析すると、数字以上に米があったんです。どうしてか。これは、いろいろな段階で売り惜しみがあった。第一次石油ショックのころのトイレットペーパーが極端な例ですが、これを完全に防ぐことは共産主義国でなければできないですね。そういうことはある程度起き得る。そういう前提のもとで、そしてこういう自然条件のもとで、政府はどの程度安定供給をやっていけるか、そういうことであつたはずなんです。

備蓄運営研究会のレポートは私も帰ってからもう一度骨格だけ読んでみますが、そういう大枠の役割を果たす中で、今議論になった流通在庫が……。ビジネスですから思惑があるのは当たり前なんです。一定の社会的な常識の範囲内で許されないような思惑になると、これは投機になります。したがって、これは消費者、生産者、すべての人たちから強い批判を受ける。しかし、ビジネスに思惑は一切ないとなったら、立花さんの世界は成り立たないですね。ですから、そこは常識ということになるんですが、常識の範囲内であれば、これは自己責任であるということが普通の理解ではなかろうか。

私は具体的に今回のことを申し上げているのではないわけであって、基本的な考え方はそういうところにある。ですから、そういうことを踏まえると、今回は、全体状況を見ると石油ショックの1回目より2回目はうまく対応しましたし、非常に冷静だった。特に消費者行動は非常に冷静だったと思うのです。そのことが90という不作の中でも、今までは大きな国民の批判を浴びないで、まあまあうまくやってこれた。今後、16年産がどうか、これはもちろん別問題です。ただし、需給はあらかじめ計画をつくって、2年後に結果が出てきますから、そのときは作況100を前提にするというのは、しょうがない。その変化に対して機敏にどのように対応できるかということがこれからの問題であるということは、おっしゃるとおりだと思います。

八木部会長 今までの意見に関して事務局の方から何かコメントはありますか。

今城計画課長 お三方の委員から御意見をいただきました。

まず山田委員のお話です。確かに備蓄運営研究会では適正在庫100万トンという御議論であったわけですが、竹内委員がおっしゃったとおり、備蓄はどちらかというとな作のときに対応するために持っていると言っても過言ではないと思っております。その関係で、100万トンが適正在庫というのは、1年間のどの時期も常に100万トン持っていなければいけないということになると機能が果たせないわけでございます。要するに、100万トンになった瞬間に窓口が閉まりますと言ったら、備蓄にならないわけでございます。したがって、100万トンを目指して、そこに多少の浮き沈みをいろいろしながら運営していくというのが備蓄の機能ではないかと考えております。

では、幾らでも売り続ければいいのかとかいうお話になろうかと思っておりますが、昨年11月～12月、価格が上がって、何となく皆さんが先に手当てしなければいけないという雰囲気になってしまったものですから、ああいうふうになりました。私どもは今回の資料にも忘れないようにということで8ページに載せておりますけれども、かなり早くから、

年間の需要量を上回る供給量はございますので、決してあわててお買い求めにならないようにということを経済を9月以来ずっと言い続けていたわけでもございまして、そこを消費者の方々はかなり冷静に見て行動していただいたのではないかと考えております。

まとめて言いますと、100万トンのある瞬間に切ったらそこで売り止めることは、備蓄運営としてはちょっと違うのではないかと。100万トンを目指すということで、ある程度上下しながら運営していかざるを得ないというのが備蓄運営研究会の考え方ではなかったかと考えております。

それから、中村委員から価格形成センターのお話もございました。確かに11月～12月の上昇基調のときに、値幅制限とか、そういうお話もございました。ただ、前回、平成6年だったでしょうか、よく覚えておりませんが、形成センターの値幅制限があった時代でもございます。そのときにどういうことが起こったかと申しますと、上限に全部張りついてしまっただけで価格形成の機能を全く果たせなくなったので閉めたという状況もございまして。

閉めた結果どうなったかと申しますと、どこで、どういう価格で売られているのか、言葉を選ばずに言えばアングラ情報的に、どこそこでは3万円で売れたとか、どこそこでは3万5000円で売れたとか、そういう情報になって、かえって混乱に拍車をかけた、そういう経験があったわけでもございます。

だから今回改めて値幅制限を考えるべきではないかという御意見ももちろんございます。それはいろいろ検討していかなければならない課題だと思っております。ただ、毎日やっているような株取引であればそういうこともあるかもしれませんが、これは基本的に月に1回、多くて2回でもございます。そこで制限をするということになれば、かなり買い意欲がある場合にはどういう状況になるかといえますと、また上限に張りつくということになるわけですね。そうすると場外の方で違う価格水準が形成されるようなことが起こる。そういうときに一体政府はどのような行動がとれるかということになっていくわけでもございます。したがって、そこはセンターの値幅制限だけの問題ではなくて、そういう場合には場外も含めて危機対応をどうやっていくのかという全体のパッケージで考えないと、値幅制限だけのところでとらえると前回と同じようなことにならざるを得ないのではないかと考えてございます。そこは十分検討していかなければいけないところだとは思いますが、単に価格の制限をすればいいということでは少し違うのかなという気がしております。

以上でございます。

八木部会長 大分時間もたっておりますが、今日の部会で皆さんにぜひ御確認いただ

きたい点は 40 ページの上の需給見通しの表だろうと思います。平成 15 年 6 月末は 262 万トンだったのが 16 年 6 月末では在庫量見通し 156 万トンと 106 万トン減ったわけですが、156 万トンの在庫があるということ、この点が一つです。ただ、政府米の方は先ほど来議論がありましたように 100 万トンを切って 73 万トンであるということですが、下の表にもありますように流通在庫の方は従来よりもかなり量が多いということもございます。このところが一番の基本だろうと思いますが。

山田委員、どうぞ。

山田委員 今城計画課長から説明がありました。竹内さんからも冷静な分析があったわけで、そこはわかりますので、私も冷静に受けとめたいと思いますが、大事なことは、竹内さんもおっしゃいましたが、備蓄は国が主食である米の需給と価格の安定供給を図るという観点で、新しい法律のもとで国が果たすべき役割としてはぎりぎりの機能として。その機能だけを位置づけられたことになっているわけですから、備蓄についての国の役割はどういうことなのかということについて大いに詰めた上で決めておいていただきたいと思うわけであります。国の財政の話等々で、役割機能を果たせませす、自由に売れます、自由に買えますというような話なのかどうか。

それとの関連で言いますと、100 万トンの備蓄はどの時点を考えているのかということを決めていないと課長はおっしゃったんですが、それはどうなのか。私も常に 100 万トン全部持っていなければいけないとは思いませんが、100 万トンぎりぎりほどの時点で持っていなければいけないのかということです。6 月末なのか、10 月末なのか。そこは少なくとも腹を固めておいてもらわないと、卸屋さんはリスク拡大といったって、大変な動揺で、指針にも方針にもならないと思うのです。そこはどのようにお考えになるのか、その一点だけ、お聞きしたいということであります。

関連して、もう一つ申し上げますが、16 年産が 6 月以降に出回ってくるときに、作柄いかににもよりますが、民間に在庫がいっぱいあって、いわば生産段階と卸段階に在庫がいっぱいあって、新しい米が出てくるときはてんやわんやの大混乱だということになりかねない。売れませんか。ないしは生産団体が大いに安売りしてどんどん売ってしまうような話になったときに、国は 73 万トンしかないわけですね。その場合、国はどのような役割を果たすのか。場合によっては買い行動に走る。それが安定供給の役割ですから。そこはどんなふうにお考えになっているのか。

以上の 2 点について聞きたいと思います。

八木部会長 計画課長、お願いします。

今城計画課長 山田委員からのお話は2点ございます。

まず第1点目、いつの時点かというお話ですが、備蓄運営研究会では6月末というふうになっていたかと考えております。それはいろいろ議論があろうかと思えます。そのときのことをつべこべ言ってもしょうがないのですが、備蓄運営研究会では6月末というふうになっていたはずでございます。ただ、昨年秋のときにも申し上げたような気がするのですが、私どもは長い間ずっと米穀年度でやってまいりましたので、6月末を基点にした需給運営ということまで全面的に踏み切れるのかどうか、そこはいろいろ議論があろうかと思えますので、ちょっと置いておいたとしても、備蓄運営研究会ではそうになっていたと記憶しております。

2点目は、確かに民間の方々がたくさんの在庫を持って、政府が端境期にどういう行動をとるかということでございますけれども、16年産米がどういう作柄になるかを見きわめないで、今ここで公表しますと申し上げるわけにもいかない。今回の資料には載せておりませんが、昨年秋の時点では16年産米は40万トン買い入れますという指針にしていたわけでございます。そういう基本的な考え方は持っているわけございまして、在庫の年産構成がいびつになっていること等々を踏まえながら、その時点で適切な行動がとれるように考えていきたいと考えております。

竹内委員 備蓄運営研究会の基本的なねらいを申し上げたいと思います。

今のお話は、16年産が豊作になった場合の流通の混乱のことをおっしゃっておられる。これは備蓄運営研究会のテーマのワンステップ別の問題ないし次の2番目の問題であって、備蓄の目的が先ほど申し上げたようなことであることからしても、しかし流通段階の健全性というのは非常に大事なことです。そういうものとして、しかるべきところで議論をするようにしていただければいいと思うのであって、回転備蓄の目的からすると、ここで大いに時間をかけて議論をするテーマではないのではないか。もちろん、全体としての備蓄、消費者のための食料安定供給のためには、流通在庫、本当は生産者在庫、卸・小売在庫、そして政府在庫、これは全体の状況に依存いたしますが、その前段階のところは、政府の権限・統制力にはおよそ限界がある。そうすると、そういう状況に応じて適正なラストリゾートをどう運営するかというテーマでしたので、そういう整理ではないか。もちろん山田さんがおっしゃっていることも重要性はわかりますが、それは次の問題ではないかと思えます。

武本食糧部長 幾つか御議論いただきましたが、今回こういう形で流通在庫が大幅に積み上がったことの要因を十分に分析し、知識にしていかなければ、備蓄制度の運営というときに我々自身がまた同じようなことを繰り返して失敗をするかもしれないという意味で、今後十分に分析をしていかなければいけないのではないかと考えています。

その際に気をつけなければいけないのは、今回の平成 15 年産あるいは 16 年度に切りかわるところは、10 年ぶりの不作という事態に加えて、計画流通制度をなくしますということはかなり早い段階からアナウンスをし、そのことに向けて特に産地側がどの程度自覚的に動き始めたのか。計画外流通米のところでは単協の取扱数量が増えていることをどのように評価するのか。つまり、先取りしても 16 年度の流通システムを単協が主体的に取り込み始めている。その結果、15 年産の自主流通米に回る分が、作況で減った分とほぼ見合いで自主流通米が減り始めた。つまり、計画外が減っていないという状態がそこで起こったんです。

そして、多くの登録卸売業者の方々には、自主流通米の方に入札で玉を確保し、あるいは相対の方で主として確保しようとする、価格そのものがどのように振れてきたのかという問題があるだろうと思いますし、もう一つは、価格が上がったら売れなくなるのではないかとみんな思っていたのに、玉の確保にいかざるを得なかったという要素が、それ以外の例えば卸と大規模量販店との関係であったのか、なかったのかということも含めて構造的な問題なのか。それとも今回の制度の切りかえ時の一過性の要素に基づくものなのか。それと、10 年前の不作のときに伴う価格暴騰に対して、消費者もそれに連動した形で行動したのに対して、今回の不作にあっては消費者はかなり冷静に行動している。それは 10 年前の学習効果なのか、あるいは不十分ながらも政府を含めた情報提供のあり方がそれなりに功を奏したのか等々のことを十分分析していくことが必要ではないか。そういう中で備蓄制度の運営を考えていく。基本的には情報の流し方が必要なのかなと思いましたが、今日の御意見を踏まえて検討させていただきます。

八木部会長 平成 5 年以來の大きな不作の年なわけですから、ぜひ今の点についてより詳細な検討をいただきまして、次回に生かしていただきたいと思っております。

山田委員 48 ページに関連して 2 点だけ申し上げ、お考えがあればお聞きしておきたいと思っております。

第 1 点は、48 ページの「3 安定供給の確保に関する支援」のところでは「米穀機構」を指定するという話になっています。国が役割をあまりしませんから、米穀機構が役割を

かなり果たすことにするのですかね。よくわかりませんが、結果として米穀機構が大変重いものになってしまう。国はかなり機能を縮小したのですけれども、この方でコストのかかるものになったりしてはいかがなものかと思imasuので、この点をお聞きしたいと思います。

第2点は、4番の「適正な指標価格の形成の推進」のところで、名前が「自主流通米価格形成センター」の次に「全国米穀取引・価格形成センター」になって、そして食糧法では「米穀価格形成センター」という名前になっていると思うのですが、名前がこのように違うのはどうしてですか。法律で定めた経緯があるはずですが、それとは別に勝手に財団法人の名前をつけていいものですか。今ごろ気づくことも情けないのですが、本来、名前は一緒だったのではないかと思っています。この部分は、私、法律議論のときにかなりこだわった経緯があったものですから、法律はこのままですが、名前がこういう話になっていることは合点がいきません。

八木部会長 計画課長、お願いします。

今城計画課長 山田委員のお尋ねの第1点目でございます。政府が身軽になる云々というお話がございましたけれども、集荷円滑化対策というのは、もちろん政府の助成なりを起点として実際の運営を機構にお願いしようということで、法律上、掲げられている業務でございます。それから、の債務保証でございますが、これも実際には現在民間の食信協がやっておられる業務を法律上明定して行うということですので、重くなると思いますか、つまり、については今までなかった業務なので新しい業務ですが、は既存の民間の業務を法律上明定して、明確に行っていただきたいということだと思います。

それから、とにつきましては、これまでは自主流通法人という形で全国集荷団体の方々に担っていただいたものでございまして、それがこの機構一つに寄せられたということでございますので、国が持っていたものをどこかに背負わせたというよりは、民間の方々で行っていたところを寄せたというのが適切かなと考えております。

それから、価格形成センターですが、山田委員がおっしゃるとおり、現行食糧法では全国を一つとして指定することとなっておりますので、法律上のこういう機能をする自主流通米価格形成センターという名前と同じ財団法人の名前だったということでございます。しかしながら、新しい食糧法では、確かに「米穀価格形成センター」という名前でございます。今回は、いろいろな議論がございまして、すぐにはなかなか想定できないのですけれども、将来的には出てくる可能性もあるということで、一つではないということに

しましたので、財団法人さんの方でいろいろ名前を検討されて、こういう名前にされたという経緯でございまして、そこを国が法律上の「米穀価格形成センター」として指定するという関係になるわけでございます。一つときは多分それでよかったのだと思うのですが、センターの方でいろいろお考えになられて、法律上、一つではないということでお名前をお考えになったのではないかとということでございます。経緯はそういうことでございます。

八木部会長 よろしいでしょうか。

では、岩田委員、どうぞ。

岩田委員 全く別件ですが、素人なので教えていただきたいのです。36 ページにミニマム・アクセス米の話が出ていますけれども、77 万入って、売れたのが 45 万、127 万積み上がっているというお話で、50 ページに 16 年度も 77 万トンを入れる予定であるという話があります。これは、国内の米に影響を与えないようにということで加工用等を中心にやっているということですが、このまま行くとかなり積み上がってしまうということで、先ほどの在庫米もそうですけれども、これの保管料等もかなりかかってしまうのではないかと懸念があります。36 ページの最後のところに、「国産米では対応し難い原料米ニーズを的確に把握し、販売に努めるとともに、ミニマム・アクセス米に係る管理費等の縮減に努めていくこととします。」とありますが、この見通しとか、今後こういうことでということがあれば教えていただければと思います。

今城計画課長 岩田委員のお尋ねの件ですが、ミニマム・アクセスにつきましては、平成 6 年にウルグアイ・ラウンドが決着する際に、ミニマム・アクセス米が転作の規模拡大につながらないように運営するという政府内での取り決めがございまして、それを踏まえてミニマム・アクセスの運営を行っているところでございます。

先ほど本文でも御説明しましたが、国産で加工用需要に対応していただいておりますが、いかんせん、価格等の問題もあり、全量対応し切れていないところでございますので、その部分はミニマム・アクセス米を売っていかうという対応でございまして。そのほか、KR 援助とか WFP 等、そういう援助需要になるべく振り向けるということで、なるべく在庫が積み上がらないような形で、かつ、生産調整規模の拡大につながらないという非常に苦しい運営を迫られているわけでございます。

その中で、いろいろな米の加工用の需要があった場合、もちろん生産者がおつくりになっている加工用米の需要を減らすとか、そういうことはやってはいけないのですが、も

っと低価格の需要等があれば、そこを見つけて供給していくようなことをやりますとともに、在庫管理につきましてもいろいろ工夫する余地があるのかどうか。そこはなるべく管理経費を少なくしていかなければいけないということで、このような記述にさせていただいているところでございます。

八木部会長 よろしいでしょうか。

そろそろよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からいただきました御意見を十分踏まえて、事務局においては基本指針の取りまとめをお願いいたします。

なお、先ほど計画課長から説明がございましたように、本日、自主流通米の入札が行われておりますので、その結果を踏まえて一部データの更新をさせていただくことにつきまして、私に一任いただくということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

## (2) 麦政策の現状と検証

八木部会長 それでは、引き続きまして、次の議題、「麦政策の現状と検証」について、食糧貿易課長から説明をお願いいたします。

高本食糧貿易課長 資料2が現状と検証の概要、資料3が「麦政策の現状と検証」ですが、資料3の方で、なるべくポイントを絞って御説明したいと思います。

最初に、昨年12月に当部会で麦政策大綱の検証を御議論いただいたわけですが、麦の政策の基本的なあり方を検討するためには、関係者間での共通の土台づくりを行う必要があると考えております。このため、前回の資料はかなりざっくりとしたものでしたので、これをさらに詳細かつ丁寧に分析する必要があると考え、今回では共通の土壌づくりということで御議論いただきたいということでございます。

私どもとしては、昨年2回にわたって麦政策の基本的なあり方を検討すべしということで御指摘いただいていることについては非常に重く感じておりますし、当然のことながらスピードアップをしていかなければならないと感じております。ただ、一方で、御承知のとおり企画部会において品目横断対策等について精力的な議論が行われているところでございます。麦についてもその対象ですので、そういった議論を踏まえられないではできな

いということもございます。したがって、麦政策の検討スケジュールも品目横断対策の検討状況をにらみながら進めていく必要があるということをご了解いただきたいと思っております。

それでは、資料3をごらんいただきたいと思っております。資料の構成は総論部分と各論でございます。

まず1ページですが、右側の平成10年に決定いたしました大綱の概要のうち、アンダーラインの部分をごらんいただきたいと思っておりますが、「麦の自給率の向上を進めていく」とともに、「内外価格差の現状、国際化の進展に対応していく」ということを趣旨として、この大綱を策定し、そのために から までの施策を実施してきたということでございます。

2ページ、3ページはその成果を具体的に書いてございます。成果としては国内産麦はほぼ100%が民間流通に移行したということのほか、3ページの上のグラフにございますが、小麦の生産量については基本計画の80万トンを既に達成していますし、あるいは、その下の表をごらんいただくとわかりますように、4万トン級の大型船の導入とか備蓄に係る官民の役割分担の実現等によりまして管理コストが減少しているという成果が得られたところでございます。

その一方で、これまでの5年間の状況を4ページから6ページに記載しております。4ページの右の図を見ていただくとわかりますが、それぞれの生産費の推移、あるいは製めん評点等の推移を見ますと、目標に対してまだ不十分、品質あるいは生産性の面では遅れているということのほか、5ページに書いてありますように、麦会計自体は平成14年で410億円の赤字となっている。また、その下にございますが、内外価格差が約2倍ということで、その縮小が実需者から求められている、そして、6ページにあります、WTO農業交渉でも国際規律の強化が検討されている状況にあるわけでございます。

国内産麦は、水田営農における転作作物あるいは大規模畑作経営における輪作作物として重要な作物でございますので、私どもとしては、自給率の向上や土地利用型農業の振興を図る観点から、品質や生産性の向上を図りつつ、需要者ニーズに応じた生産を行っていくことが必要と考えているわけでございます。今回の検証に当たりましては大綱の趣旨を実現することが大前提でございますが、大綱策定当初とは異なる状況が生じてきている中で、これまでの施策が有効に機能しているかどうかという観点から検証しているところでございます。

7ページから具体的な項目についての現状あるいは検証でございます。

国内産麦につきましては、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、いわゆる播種前契約を基本とした仕組みのもと、12年産から民間流通に移行しているところであります。右下に民間流通の仕組みを書いておりますが、播種前契約あるいは、アローワンスがあって、入札あるいは相対という流れでございます。播種前契約の流れを記述したのが8ページの民間流通のフローですが、収穫の前年の8月から10月に播種前契約が締結されているということでございます。

続いて、9ページから12ページが検証でございます。評価として、9ページにございますように、生産者は安心して生産を行える、実需者は計画的に調達できると考えられております。その一方でいろいろ問題も生じてきているということで、10ページは生産者、11ページは実需者について記載してございます。10ページの右に円グラフがございまして、生産者にとりましては、播種前に契約することで契約どおり数量が供給できるか不安がある。また、品質向上に努力しても、価格が前年に決定されることから、その結果が価格に反映されていないという問題が生じてきている。

実需者にとりましても、11ページにございますように、外国産の品質変化に的確に対応したブレンドでできない。あるいは銘柄・品質において毎年変化し、高度化する二次ユーザー等の需要に柔軟に対応できない等々の問題が生じてきておりまして、11ページの右下の円グラフにありますように、播種前契約一本の契約形態は見直すべきとの声が増しているところでございます。さらに12ページでは、品質や生産性の向上が遅れたまま生産量だけが増加した場合、播種前契約を締結できなくなる麦が発生するという問題を掲げているわけでございます。

13ページからはアローワンスの現状です。麦の収穫時の天候変化等によりまして作柄が大きく変動することから、アローワンスが設定されているわけでございます。小麦については契約量の $\pm 15\%$ 以内であれば契約するということになっているわけでございます。

14ページから15ページにかけてアローワンスについて検証しておりますが、15ページの作業チームの意見にございますように、円滑な民間流通、あるいは農家経営の安定に寄与している一方で、アローワンス自体は実需者に一方的に負担を与えているという問題があるということでございます。

16ページからは価格形成あるいは相対取引でございます。価格形成は、16ページにございますように、実施主体が改良協会、あるいは入札時期が8月に2回、ある一定数量以

上の銘柄について義務上場制がある、あるいは値幅制限が基準価格の±5%等々の仕組みのもとで行われているわけでございます。それ以外につきましては相対取引ということで、17 ページの右側にありますように、過去の買い受けシェアを基本とした取引になっているということでございます。

18 ページは入札価格の動向です。総じて低下傾向にありますが、その一方で銘柄間の価格差がかなりついてきているということでございます。

19 ページからはその検証でございます。品質格差を反映した評価が実現してきたと考えられますが、一方で、20 ページにございますように、値幅制限や申込限度数量等々によりまして価格が硬直的になり、実需者ニーズの伝達が徹底されない状況にあるということでございます。21 ページは、そういった義務上場のもとでは、学校給食への供給等の地産地消の動きや、産地による販売の自由が阻害されているということ。

23 ページが民間流通協議会の現状、そして 24 ページ、25 ページが検証でございます。協議会は現在 42 都道府県で設置されておりまして、協議会では生産者と実需者がそれぞれ情報交換を行われておりますが、協議は形骸化している。また、25 ページの左側にございますように、協議会に関する情報があまり生産者に伝達されていないことから、実需者からも「不満」あるいは「改善が必要」という意見が約 8 割あるということでございます。

26 ページは助成措置でございます。民間流通への移行に当たりまして、生産者の経営安定を図るために導入されたのが麦作経営安定資金でございます。当初の水準は、26 ページの右の図にございますように、政府買入価格と政府売渡価格の差額をもってスタートしまして、その後、右の図の算定ルールに従って決定してきているところでございます。この麦作経営安定資金のほかに、27 ページの右の図にありますように、保管料あるいは金利等の流通コストについて助成をしておりますし、さらに、その下にあります手取りを見てもわかりますように、麦価の関連対策、実需者の抛出による契約生産奨励金等で助成をしているということでございます。

28 ページから検証ですが、右の図にありますように、品質・生産性の向上が遅れているほか、北海道の畑作地帯において輪作体制の維持に支障が生じてきている、麦の会計に大きな赤字が生じてきている等々の状況でございます。

こうした中で、麦作経営安定資金については、品質にかかわるメリハリがない、あるいは 17 年産から契約生産奨励金についてランク区分を導入することに伴い、経営安定措

置として再構築すべきとの整理が関係者の間でなされているということでございます。

29 ページの右にございますように、このままで行けば、品質ではAランクなのに麦作経営安定資金では 区分、 区分になるなど、奨励金体系がばらばらになってしまうようなことがございます。したがって、麦作経営安定資金につきましては、担い手の重点化、あるいは品質向上に資する観点から、そのあり方を検討していく必要があると感じております。あわせて、流通コスト助成につきましては、民間流通が定着化している状況を踏まえて、そのあり方を検討していくということでございます。

30 ページからは政府買入れでございます。民間流通と裏腹にあります政府買入れにつきましては、31 ページの検証の にございますように、大綱は民間流通が定着するまでの経過的措置として位置づけられている。その数量が30 ページの右の方に書いてございますが、15年産で約1350トンということで、ほぼ皆無と言ってよい状況にございます。31 ページの右下にございますように、民間流通比率あるいは民間流通連絡協議会の設置状況等を見ても、民間流通は定着化してきたと言えるのではないかと。

その一方、32 ページで記述していますように、政府が市場で評価されない麦の最終的な売却先となっておりまして、生産者に対しても、品質や生産性の向上に努力しなくても最終的には政府に売ればよいという意識を残存させる面も見られます。このため、担い手等による良質麦の生産の姿勢に対して政府買入れのあり方を検討していく必要があるのではないかとございます。

33 ページからは政府売渡価格でございます。国産麦の生産振興にかかわるコストにつきまして、外国産麦から徴収した輸入差益を充当する、いわゆるコストプールということで売渡価格が決定されているわけですが、その考え方が33 ページにございまして、34 ページからは売渡価格あるいは買付価格の推移を記述してございます。売渡価格そのものにつきましては総じて引き下げ傾向で推移しているということでございます。

35 ページはその検証でございます。小麦につきましては、 、 にございますように、内外価格差が2倍ある中で小麦粉調製品の輸入が増加しておりまして、今後ともその傾向が強まることが予想されます。したがって、コストプール方式では国内産麦の生産量の増加は売渡価格の引き上げにしか機能しない。そういう意味で、製粉企業等からはコストプール見直しの要請が強くなってきている。他方で、 にございますように、政府が価格変動のリスクを負っている現実もございます。

36 ページは大麦・はだか麦ですが、右の表にありますように、最近では売渡価格と買

付価格に逆ざやが生じているほか、国産内麦について生産と需要のミスマッチが生じてきているという状況でございます。

37 ページはいわゆる家計麦価でございます。家計麦価は昭和 27 年に導入されたものですが、麦の消費構造あるいは財政状況が当時とは大きく変化してきていますので、こういう状況を踏まえて政府売渡価格の検討を進めていく必要があると考えております。

38 ページからは管理コストでございます。内外価格差の縮小を図るためには、売渡価格の問題だけではなくて、いわゆる管理コストの削減が必要でございます。そういうことで、特に備蓄、保管料、あるいは大型船について記述してございます。

外国産麦につきましては御承知のとおり国家貿易のもとで国が一元的に輸入しております。その現状を 38 ページから 40 ページにかけて書いてございます。

41 ページから 45 ページにかけては備蓄、保管料についての記述でございます。備蓄水準につきましては、現状、2.6 カ月相当分の小麦を備蓄しております。国が 2.3 カ月、民間が 0.3 カ月でございます。また、42 ページにございますように、この備蓄にかかる保管料は約 90 億円ということでございます。

43 ページから検証をしておりますが、備蓄水準につきましては、輸出国での不測の事態、禁輸措置や港湾ストライキ等に備えて設定しているわけですが、右に書いてありますように、最近では禁輸措置が発動されていない、あるいはストライキ等が発生しても代替港から輸出できるといった状況でございます。

現在の備蓄水準は、44 ページの左下の図にございますように、いわゆる需給操作をする分と備蓄が混在しているということで、国の持ち分は本来は備蓄分のみであり、国の責任の範囲が不透明である上に、右の表にございますように、他の品目の概要を見ましても、麦については需給操作分に係る民間の持ち分が不透明であるということでございます。

保管料につきましては、45 ページにございますが、昨年の秋、財政審から在庫に係るコスト削減を進め管理費の削減を行うべきとの意見が出されたところでございます。

46 ページは大型船の記述でございます。右の表にありますように、麦の輸入に使用する船は 2 万トン級が主流でございます。それを 2 万 5000 トン級の船を中心に大型船の導入を進めてきておりまして、最近では 4 万トン級の船の導入も開始しているということでございます。

管理コストを削減するには、大型船を積極的に活用していくことが必要ですが、4 万トン級の船については、吃水つまり水面に浮かんでいる船の水面下に沈んでいる船体の深

さの関係から、47 ページにあります 4 港に限定されるほか、48 ページでは最近の海上運賃、我々はフレートと言っておりますが、それが急騰している事態に注視する必要があるということでございます。

49 ページは売渡方法でございます。これも管理コストの引き下げの視点で検証しているわけですが、右下に表がございますように、農政事務所によって回数がまちまちでございます。ただ、50 ページの右の図でございますように、回数を小まめに設定することが国の保管料負担の増高の一因となっているということでございます。

51 ページから製粉企業ですが、製粉企業は 114 社ございます。その分布は、右の日本地図に記述したような形となっております。

製粉企業をめぐる現状は、52 ページをごらんいただきますと、小麦粉の需要の伸び悩み、あるいは麦加工製品の関税率の低下等、厳しいものとなっているわけございまして、各企業はコスト削減に取り組んでいるということでございます。

54 ページの右上の表でございますように、コストにつきましては 12% 削減が図られているところですが、その下のグラフでございますように小麦粉価格は下がっている。また、55 ページに書いてありますように、小麦粉調製品の輸入増加、それから安全・安心に対応した設備投資が求められている状況でございます。

56 ページでございますように、各企業ともそれに対応して I S O 9000 シリーズの取得や、あるいは川上・川下等の連携に取り組んでいるわけですが、国際競争力を有する足腰の強い業界づくり、あるいは地域に密着した業界づくりが求められているということでございます。

57 ページから農産物検査規格でございます。農産物の検査規格につきましては、農産物の公正かつ円滑な取引と品質改善を図るために農林水産大臣が設定しているわけございまして、57 ページの下のような規格が設けられているところでございます。

58 ページをごらんいただきますと、現在の規格は平成元年に設定されたものですが、14 年産と平成元年と比べて 1 等比率が高くなっているほか、59 ページにありますように、その容積重は 813 g / ? でございます。59 ページの右下に表がございますが、最近では春まき小麦の生産量が増加しています。

その一方、60 ページの右のグラフをごらんいただきますと、そのほとんどが規格外となっているという状況でございます。さらに、60 ページの右下の方にございますように、実需者そのものは成分を重視していて、外見上の理由はあまり重視していないということ

がおわかりになるかと思えます。

61 ページからは消費拡大でございます。自給率向上のためには、消費者も国産麦をより多く食べていかなければいけないわけですが、61 ページはその消費の現状、62 ページは消費拡大の取り組みを記述しております。63 ページにございますように、学校給食をはじめとした消費拡大の取組が主に産地にとどまっているということが言えます。その一方で、消費者の安全・安心志向を背景に、64 ページにございますように国内産麦 100% の商品も増えてきているということでございます。

65 ページから技術開発、すなわち生産対策でございます。65 ページの地図にございますように、近年は実需者ニーズに応じた新品種が多く開発されております。22 品種でございます。栽培面積も拡大しております。その一方で、66 ページにありますように、依然として A S W と比較して製めん評点が劣る上に、収穫期の降雨による品質低下、あるいはパンや中華めん用の品種が少ないといったことから、従来の品種からの大幅な作付転換を促すには至っていないということでございます。

67 ページは生産対策でございます。769 市町村において産地が設定されている。右にございますように、品質向上や担い手育成の取組が進められておりまして、こうした取組を支援するために、68 ページにあるような助成措置等が進められているところでございます。しかしながら、品質や生産性の向上は遅れておりまして、その原因としては、生産者の意識改革が不十分であること、あるいは地域の特性に応じたマニュアルづくりが十分でないこと、それから 70 ページにございますように実需者の評価が定まっていない中で産地が大胆に作付転換を行うまで踏み切れていないといったようなことが考えられるわけでございます。

ざっと説明させていただきましたが、以上で私の説明を終わります。

八木部会長 それでは、ただいま説明がありました麦政策の現状と検証につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いします。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 意見が一つと質問が一つです。

前も何回か申し上げたような気がいたしますが、この問題は基本的に大きな矛盾を幾つも抱えている。稲転の関係その他努力もありますが、目標よりも生産量が増えている。それは数字としては結構ですが、国内生産が増えてくると、その矛盾が拡大して、収斂する方向と逆に出るところが最大の問題だと私は思っているのです。

その具体的な個々の事例は御説明があったとおりです。基本的にはそこが大きな問題であって、そのために民間流通協議会等で非常に努力して、それは非常によくやっていた。しかし、問題はそれだけではとても済まない。特に、私が生産者だったら、私の所得、売上粗収入、幾らで売れたという収入のうち、価格、こここのところは市場実勢に沿うように、非常によく努力してやっただけでいるから市場の需給を反映しているのですが、この世界は2割から25%、4分の1か3割ぐらいしかないんです。残りの7割か4分の3、これは麦作経営安定資金です。これは、需給や品質その他、市場の実勢がほとんど反映されていない。稲転の場合にはさらにもう一つ大きな収入、所得があって、それは実需者の声、品質その他がほとんど反映されていない。

私が生産者だったら、こういう状況で構造改善ができるはずがないと思うんです。政府が助成している。その必要性は国民はみんなわかると思います。私は財政負担のことを言っているのではないんです。仕組みが生産者のあるべき対応すなわち消費の動向、意向に沿った生産に対して阻害要因になっている。これは必ず直さなければいけない。そうしないと、この分野は発展するはずがない。矛盾だけが拡大していく。この問題は前から気がついていて、何とかしなければいけない。この1年間で食料基本計画の作業をやっておられるので、それを見なければと。しかし、その結果を見た上で初めて検討を始めるとか、そんな悠長なことはとても言ってもらえないと思います。そういうふうに思っておられると思うので、お答えは結構です。具体的な中身はこれから早急にやっていけばいいのですが、ぜひ早急に改革を進めていただきたい。

2番目は、若干それと関係がありますが、今日、お米の課長さんは米の消費拡大ということをおっしゃいましたが、麦の課長さんは国内麦の消費拡大を言っておられる。消費拡大といっても、消費するのは消費者ですね。消費者に麦製品のパン、めんを消費を拡大してくださいと。本当はお米の課長さんも同じ消費者に米の消費を拡大してくださいとなるわけですね。両方言われても、私たち消費者はどうしていいか、わからない。別に政府に言われなくても、消費自体はほとんど奥さんが自分で決めているわけです。ですから、これは誰に向かって言っているのか。米と麦と両方合わせた穀類についての部長さんがおられますが、部長さん、麦の消費拡大という項目を私たち消費者はどういうメッセージとして受け取ったらいいのかということをお教えいただきたい。

八木部会長 何人か御意見をいただいてから一括してお答えをお願いしようかと思えますので、ほかに御意見はございますか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 現状と検証ですから、こんなことだろうと思いますが、昨年6月とか12月の答申の中では抜本的に見直しをすべきだというふうに書かれているわけですね。今日は現状と検証ということですが、今後、抜本的な見直しに向けて部会の方にも考え方を提示していただきたいと思います。どちらにしても、右側の品目横断的施策の検討とWTOのところが一緒になった形でないと、抜本的な見直しはできないと思っております。そういうことを前提にして二つほど意見を言わせていただきます。

国内産麦について申し上げますと、自給率の検討が小麦についても当然なされるだろうと思います。こういう比喻が正しいのかどうか、わかりません。アルコール飲料というのは日本で幾ら消費されているのか知りませんが、アルコール飲料の中の日本酒の自給率が例えば1割だというような話は多分しないと思うんです。日本酒を飲む人は日本酒100%の自給率ですね。

何を言いたいかといいますと、国内産小麦は、乾めんとか、生・ゆでめん等、うどん用にほとんど使われているんです。それは100%を超えたような状態です。それはマクロ的に590万トンの小麦の需要量があって、70万トン、80万トンですから、10%とか12%とか、日本酒のほかにワインもつくらなければいかんとか、ビールもつくらなければ自給率が向上しないという話になるのではないかと考えておりますので、それをぜひ念頭に置いた検討をお願いしたい。

それから、備蓄に関係しますが、先ほどの御説明で政府から民間の方に肩がわりしなければいけないというニュアンスの説明がありました。これは、民間の私が言うのは大変おこがましいといいますか、大変生意気なことを言いますが、単なる費用の移しがえではなくて、国民経済的な観点から備蓄のやり方、輸入のやり方も含めて、一番ローコストになるようにぜひ一緒に考えていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 私はまだこの資料をじっくりと細かく見ていないのですが、昨年いただいたたたき台の資料から見ると、いろいろ内容を検証したりして、わかりやすくなっているかと思えます。ただ、これは聞いた範囲でありますけれども、我々生産現場にとって夢がどんどんなくなるような気がします。農林水産省が麦政策を検討する資料でありますけれども、国の財政がだんだん逼迫していったら、それに対応する麦政策はどうあるべきかといったようなことで、何か財務省から出てきた検討資料のような気がしてなりません。

今、まさに日本の農業の根幹である米政策改革を始めようということで初年度になるわけですが、これを取り組むときには麦政策と連動しなければいけない。日本の麦というのは、我々のうちでは特に水田地帯で畑作物をつくっているのが事実でありますし、今度の米政策改革がきちんとした形で遂行するためには麦政策は切っても切れない関係があるわけですが、このままであれば我々生産者がそんなに恩恵をこうむっているという意識はないのですが、自立しなさい、自立しなさい、国はだんだん離れていくぞというような、そういう気がしてなりませんので、水田農業のあり方を構築するためにも、従来の麦政策の基本的な部分は崩さずに続けるべきだと思って御説明を聞いておりました。

八木部会長 では、今の質問、意見について、事務局の方からお願いします。

武本食糧部長 麦の消費拡大だけでなく米もやりたいのだから、米麦合わせて穀物を所管する部長の立場からというお話なので申し上げますと、別に食糧部長だけがやるわけではないのですが、自給率の向上というのは少なくとも食料・農業・農村基本計画の中で現状の40%を平成22年に45%にしますということを閣議決定しているところであります。その中身としては、米の消費の減退を押しとめる部分と、それから麦は大体ほどほどのところに来ているのではないかと思うのですけれども、そこは減らないように努力するということが当然内在されているわけです。その場合の麦も、外麦の方にどんどんシフトされてしまえば、その分から自給率は下がるという関係にありますので、内麦の部分についても自給率を下げないだけのボリュームが消費されるように持っていく必要があるわけでありまして。

その際に、米と違って麦は一般的にめん用ではオーストラリア産A S Wが飛び抜けてよいものですから、それに比べて内麦は品質が悪過ぎるということを出発点に品質を向上していかなければならない。それはやらなければいけないのですが、それと同時に、消費者の方々に今の内麦の商品特性を十分御理解いただいた上で、少しでも内麦への消費が増えるような努力をしていかなければいけない。

例えばA S Wとの決定的な違いは粉の白度と言われているのですけれども、ここを本当に消費者の方が重視されてしまいますと、火山灰土壌の我が国においては灰分がどうしても多いものですから、小麦粉の白度には一定の限界があります。ですから、その白度が消費者の方にとって決定的に重要なものなのか、それとも国内でとれた麦で、多少はくすんでいても、その程度は許容できるものなのか。ここは国内産という別の価値ができるのかどうかということ而努力する必要があるのではないかと。もちろん、これは行政がやる話

ではないのかもしれませんが、そういう意味で消費拡大というよりは消費者の理解を求めていく活動が必要ではないかと考えます。

それから、中村委員から、備蓄の官民の役割分担は単に国から民間への肩がわり、あるいは付けかえではないかという御趣旨の御発言がありました。そういうことではなくて、国民経済的に見て一番ローコストに、最終的な負担者である消費者・国民の負担の水準が下がっていくようにということだろうと思います。まさにそういうことでございまして、政府が関与するのは平均概念でやっていきます。それはそれで効果的でもありますが、政府がやった方が効率的なのか、それとも民間の方々にやっていただいた方がより効率的なのか。そこら辺は、今までがこうだったからという形ではなくて、国民のトータルの負担を下げっていくという観点から見直しをしていくべきではないかということで問題提起をさせていただいているところでございます。

それから、奥村委員の御指摘、御意見でございまして。米政策改革と連動した形での麦政策改革を進めていかなければならないと思っております。米政策改革の一つの考え方は、売れる米づくりと同時に、最終的には担い手に生産のかなりの部分をお任せしていく。そのことが生産コストの低減なり品質のよいものをつくっていくことによりかなりよい影響を与えるだろうと、そういう考え方があるのだと思います。

そういう意味からも、麦政策については、この資料では特に麦作経営安定資金について書きましたけれども、品質等についてある意味で一切メリハリをつけていない。量がとれれば、そのお金がもらえるというシステムよりは、頑張って、よいものをつくった方々が報われるというシステムに変えていく。先ほど奥村委員がおっしゃったように生産者が恩恵をこうむっているとは感じられないというのは、まさにおっしゃるとおりでありますので、努力した生産者は報われる、努力しない方々には、申しわけないけれども、その程度のものという形の仕組みに変えていかないと、量が増えれば自動的に財政負担、実需者負担が増えていくようなシステムでは、制度そのものの安定性、あるいは支持・理解が得られない形になってきますので、御指摘の点を十分に踏まえて、さらに検討を進めていきたいと思っております。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 私も若干申し上げますが、心情的には奥村さんの意見に大分合うわけでありませう。

前回の検証整理に比べて相当整理されているとは思いますが、かつ、全体として麦の生

産については、もちろん品種も需要も流通も含めて、我が国のこういう地帯における土地利用のあり方も含めて改革が必要だということについて基本的に賛成しておりますから、その立場でも言うわけですが、それにしても、一つ一つの資料を見させていただきますと、よくはなっているけれども、何点か、これはいかがかという部分があるんです。

冒頭申し上げますと、改正食糧法がありますけれども、麦についてあまり食糧法に立ち返って物を考えることがありませんので、私もすっかり忘れてしまったのかもしれませんが。改めて聞きますけれども、麦については政府は生産者の売渡申込みに応じて買わなければいけないですね。その規定は残っているんですよね。

高本食糧貿易課長 はい。

山田委員 安心しましたが、そういうことであれば、4ページのミスマッチ、これは何が何でもひどいのではないですか。だって、16年産は需給の見通し4%、下は3%ですよ。これをとらえて、いまだに「ミスマッチ」という言葉を使うんですか。

それから、10ページは播種前契約について見直しという問題指摘になっているんですかね。ここの部分の指摘の仕方がよくわからないんです。

それから、11ページの とか は、播種前契約とは関係のない、もっと別の要因だと思うんです。これを播種前契約の項目に入れて議論していくという話にするのは何が何でもひどいのではないかと思います。

それから、12ページの二つ目ですが、2行目から「需要を踏まえない麦がより供給されることになり、播種前契約が締結できない麦が発生し、」云々と書いてあります。播種前契約を何で実現したのか。規定上、生産者の申込みに応じて買わなければいかんと書いてある中で、こういう新たな麦政策大綱を進めていこうではないかということで進めてきた、この精神とその努力を全然認めないで、そっちの方はどこかへ行ってしまって、播種前契約になったのだから、行き着くところ、すごいですね。32ページに「その結果として、民間流通の完全移行が妨げられている。」と書いてあるんです。

そして、ここもちゃんと分析してあるとは思いますが、29ページには「民間流通の比率がほぼ100%となっている」と書いてありますし、31ページには「16年産の民間流通比率は99%と見込まれている」と書いてある。だから、1%が加わらないから完全移行ではないと言ったり、二つ目の丸の「最終的には政府に売ればよいという意識を残存させ、実需者ニーズを踏まえない生産が行われている地域も存在する。」というのは、新たな麦政策大綱に移行して、奥村さんも含めて皆さんが努力されていることを十分認識さ

れていないと思わざるを得ないと思っております。

最初に言いましたが、麦政策の全体についての改革の方向は必要だし、それは十分検討していこうではないですか。しかし、こういう形の経緯、ましてや法律がある中でこれをしてきているということ踏まえた上での検討でないと思ってしまうと寂しくなってしまうと思います。感想ではないんですよ。かなり怒っているんですけども、我慢して申し上げておきます。

八木部会長 予定の時間が過ぎておりますけれども、もう少し議論したいと思しますので、よろしくお願いします。予定のある方は退席されても結構でございます。

それでは、こもだ委員。

こもだ委員 お米も麦もそうですけれども、私は消費者をずっと追っている立場から見まして、近年、パンやイタリアのパスタ等がどんどん食生活に登場しておりますね。一方、ここ長年、お米や麦について、一般消費者に、これは体にとってもいいし、栄養のバランスもよいものだというような伝えられ方ができていないような気がするんです。特に麦については、先般、麦の話が出ましてから、麦について一体消費者はどんな意識を持っているのだろうか、いつもいろいろと接触している消費者のところで当たってみました。

そうすると、お米はごはん粒を食べますから意識がブランドとか生産地とかなり密着するのですが、麦は、押麦等は形になっておりますけれども、粉になってパンになったりパスタになったりしますから、実感としてないんです。しかし、ここに小熊さんがいらっしゃいますけれども、生協の組合員さんなどは国内麦によるものということで国内産の麦についての関心は非常に高い。それは、おいしいというよりは、安心・安全、そしてよく言われております顔の見える生産者と使い手の間柄などというところでよい印象を持っております。

しかし、先般も伺ったんですが、「ミスマッチ」という言葉とか、それから地方民間流通連絡協議会で議論されることが形骸化していると。形骸化したままに推移しているだろうと思うのですが、とてももったいなことがあちこちで起きているような気がして、特に麦については啓蒙が全然されていないと思います。そのほか、パンの業者やパスタのところでは、おいしい食べ方、おいしい食品、おいしい料理というのが女性の目に嫌いほど触れるようになっておりますが、麦がどうか、ごはんがどうかということは情報として非常に少ないですね。

私、こちらに伺うようになって廊下に張ってあるお米のポスターを見てみましたら、

仏様に上げるようなてんこ盛りの茶碗に白飯を盛った写真で、あんなものを見て誰がおいしいと思いますか。ごはんをもっと食べたいと思いますか。ごはんをおいしく食べたいというときは、どういう状況が備わって食べたくなるのでしょうか。そんなことは民間だったら当たり前のことなんです。茶碗プレゼントみたいなことが新しいことですが、食べ方そのもの、食卓に上がる茶碗の様子だって最近は変わっているんです。白飯だってどんなふうにして食べるか、食卓の中にごはんがどのように位置づいているか、パンやめんはどういうふうに位置づいているか。それでも国内の麦や米に対しての意識や関心の高い人たちはたくさんいるんです。

生産者と消費者のニーズのミスマッチなどと言われてはいますが、私、これは本当に変な言葉だと思っています。全国的にマズで利用されるような国内麦の生産はまだ難しいにしても、先ほど日本の風土による麦の特徴ということもおっしゃいましたが、それも十分わかることですが、その特徴に合った使い方をいろいろと発見できる方法はたくさんあると思います。そういったものを発見して、おいしい食べ方と生産地ということが結びついての消費を拡大していく方法ですね。

そこには行政の助けやサポートもいろいろ要るかと思いますが、民間でどんどん需要促進をし、啓蒙し、プロモーションをしている他の穀類は需要が伸びていきますけれども、麦やお米については、現在の食生活、現在の消費者意識、そして実態にあわせたプロモーション、おいしく食べたくなるというような観点からのプロモーションが長年余りにも少なかったような気がしておりますので、いま一度、形骸化しないように、意識が高くて、日本産・国内産を愛する消費者たちによる麦と米の消費者フォーラムのようなことを民間主導でやれないか。一生懸命にやっていらっしゃる皆さんがよくないというのではなくて、難しく、煙たくて、おいしくなさそうになってしまうともったいないので、おいしそうに生き生きとするようなムードづくりをしていく中で、そういったプロモーションが展開されるといいのではないかと。麦についてもいろいろなところで良い芽が出ているようだから、それを助け合えるようなユーザーと消費者との連携がうまく図れるのではないかと気がしております。

以上です。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊委員 前は「麦をめぐる状況」という資料が出されて、今回は政策の方に重点を置いた資料が出されましたが、今回は政策に重点を置いたつくり方になっているので、

むしろ全体がちょっと見えにくくなっているなという印象を持っています。あくまでも前回出されたものとセットできちんと理解することが前提として必要ではないかと思っております。

その関係で言いますと、今も少し触れられた点ですが、資料3の61ページ、62ページに「消費拡大」という観点で載っています。先ほども「消費拡大」という言葉に対する御質問がありましたが、ここで展開されている中身、それから資料2の消費者の欄に書かれている中身が、私どもの実感からすると、ひどく楽観的な印象を受けます。麦に関してはそもそも消費拡大の政策的な手だてがほとんどないのではないかと思うのですけれども、ここに書かれているのは現状ある取り組み例の紹介にすぎません。62ページで私どもの生協の例も紹介をいただいておりますが、これは古い名称で、今は「コープ十勝」という名前に変わっていますので新しい名称に直しておいていただきたいのですが、こちらの生協でも大変な努力をして、地元の方との提携しながらやっています。

たしか前回に私どもの国内麦の製品の状況について御紹介しましたが、全体のトーンとしては、もっと深刻といたしますか、危機的にとらえる必要がある。御紹介がありましたように確かに国産ということに対して安全・安心の角度から支持するということはありますが、一方で価格に対する志向性も極めて強いものがあります。それから、先ほど御紹介があったように、おいしさ、品質に対する志向性も極めて強いわけです。ですから、そういう状況も一方に置いて、さまざまな努力をして、民間では消費拡大に向けたいろいろな取り組みをしているのですけれども、それは今のいろいろな流れの中で言うと大変厳しい状況にあるという面をとらえないと、生産は拡大しても消費の現場と合わないものになってしまうことが大変危惧されます。そこをぜひ押さえておいていただきたい。

ただ、逆に誤解されるとまずいのですけれども、消費拡大といたしますと、すぐに広告を打ったりコマーシャルをやったりとなりがちです。後で御紹介があるのかもしれませんが、資料4の3ページに米の消費拡大運動の御紹介があって、13億円も使っているわけですが、本当に効果的に使っているのかなという印象を持ってしまう面もありますので、コマーシャルをやるということではなくて、実際の現場でそのことが消費に結びつくような行動をしていることに対して適切に支援するというような視点に変えていかないと、マスに対して、ただ「いいですよ」と宣伝するだけでは消費は変わらないということも押さえておいていただきたいと思います。

もう一点は、国民は消費者という立場もありますが、他方、国民は納税者という立場

も持っていますので、納税者の視線あるいは納税者視点ということも十分考慮に入れなければいけない。大変な財政状況であることについては多くの国民が理解をしているわけで、その点はかつての状況と大きく違っているということも踏まえなければいけないと思います。

いずれにしても、時間がたてばたつほど、どんどん変化をしていきますし、そのことに伴っていろいろな矛盾が拡大するという危険性をはらんでおりますので、改革は急がなければいけないと強く認識をしております、この場でもたしか2回か3回議論していると思いますが、今後どうするのかということについても考えていかなければいけないのではないかと思います。

以上です。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 皆さんが消費拡大に触れたので、ついでに触れておきます。米と麦と両方やっているというふうに竹内さんがおっしゃいましたが、私どもから見ていると、米と麦だけではない。牛乳もやっていますし、魚介類もやっている。皆さんも「魚を食べると頭がよくなる」というものを知っているでしょうけれども、我々側からすると、あらゆるところで消費拡大の予算を組んで消費拡大をやっている、これを全部食べたら一体胃袋はどうなるのだろうという心配さえあるんです。恐らくこれは何かの言い訳に使っているのではないかという気がします。間違えられると困りますが、私は日本型食生活が大好きですし、食生活ガイドラインも全体的に賛成ですよ。しかし、何から何までみんな食べろと言われても、多分、多くの人が「できません」と言うだけだと思います。

それから、それにも関連するのですが、日本の農業政策のバランスと整合性が要るだろう。その中で、麦政策について我々が「改革をしてください」と何遍も言ってきたのは、そこに矛盾があるからなんです。ここにも幾つも書いてありますね。いろいろな矛盾があるわけですよ。補助金に反対するとか、そんなことではないんです。補助金の使い方をうまくやってくれという話で、これは大方の人が賛成してくれると思うのですが、無理をして小麦をつくらせると、生産努力目標を達成して、それはそれで大変いいのではないかという話で終わらないで、どこかからお金を持ってこなければならぬ。それは財務省から持ってくるのかというと、そうではなくて、国民から持ってくる。いや、国民からも持ってこられなくて、農林水産省の内部でどこかから持ってくる、こういうようなやり方では日本の農業全体が決してよい方向へ行かないと思います。

ですから、その辺のバランスと整合性みたいなことをちゃんとやらなければいけないのではないかと。これ全体を見ていてそういうことがしみじみと感じられるものですから、コメントしました。お答えは要りません。

八木部会長 大木委員。

大木委員 先ほどから内麦の消費拡大というお話がございました。うどんが日本のものは向いているとはいっても、黒いと消費者は買わないという話もあったと思うのですが、今までにうどんは白いものしか出てきていなかった、黒いうどんは消費者の目に触れなかったような気がするんです。そういう意味で、自給率ということをみんなが真剣に考えています。ですから、国内のうどんをつくるものはこういうものですよというようなPRですね。こもださんからもお話がありましたし、私も前に小麦への理解がもっと進まなければいけないという話をしたと思いますけれども、小麦の理解をするための情報の提供をもっとしていただきたいという感じがしております。

以上です。

八木部会長 峰島委員、どうぞ。

峰島委員 聞いておりますと農政が何か落胆せざるを得ないような気がするんですが、麦というものは土地利用型作物として私たちが取り組んでいるものでありまして、麦の果たす役割は非常に大きいと思うのです。そういった中で麦作の振興とか消費者の利益、そして国民の利益につながるような農政というものの抜本的な説明がされていない。その責任を果たしていただくことが責務だと思うのです。

農水省でもっとよい案が出ないのかなと私は思っております。私たちは今、米とか麦とか、いろいろなものに対するビジョンをつくれということで取り組んでいますが、国のビジョンをもっときちんとしていただかないと、麦は今はこの体制です、だめなんですということでは、私たちが取り組んでいても本当に夢も希望もなくなってしまいます。その点、国の果たす責務を、それこそ優秀な農水省で考えていただきたい、そう思います。

大泉委員 今日、資料2の「麦政策の現状と検証」でこれまでの議論が総括表となって出てきていることはすばらしいことだと思います。5つのパーツに分かれていろいろな問題が出てきている。そして、このパーツごとに問題がある。しかし、このパーツごとがミスマッチを起こしているんです。そのミスマッチが全体のフレームをいじらないと整合性を持たないものですから、その整合性を持つための全体のフレームをどうするのかとい

うことがこの後多分武本さんからお答えがあるのかなと思うので、それであれば結構ですけども、本格的な水田畑作をやらなければいけないということが喫緊の課題として出てきているわけですね。

今までは転作で麦だ大豆だと言ってきたけれども、本格的な水田畑作というコンセプトで日本の水田をどうするかということをもとめ上げようとするときの麦政策と消費拡大という観点での麦政策はちょっと違うものがある、その辺がなかなか結びつかない状況にあるのだと思います。それはWTOやFTAに関係しますし、私は品目的横断的政策ということがよくわからないんですけれども、品目を横断したら一体どうなるのか。これは一つ一つの作物の価格政策をやめてしまうぞ、そして直接所得補償に移るぞというメッセージなのかどうか。もしもそういうメッセージだとするならば、それと本格的な水田畑作との関係は当然に出てきそうですが、これが出てこないとならば麦政策全体が動かないということであるとすると、竹内さんと同じように、私もいかなものかだと思います。

麦や米、大豆の価格政策は日本農政の基本ですから、この食糧部会で考えていくぐらいの気概があってもいいだろうと私は思うのです。とにかく今日はいろいろな問題が出てきているということがこの委員会での共通認識になったようなので、全体のフレームをどうするかというあたりが見えてくるとありがたいということです。

八木部会長 それでは、武本部長さん、お願いします。

武本食糧部長 幾つかの御意見に対してお答えさせていただきます。

山田委員から御指摘のあった点につきましては、私どもとしては生産者の方々のお考え、実需者の方々のお考えを客観的に記述したつもりですけれども、言葉が足りない点があるとするならば適正な言い方を考えていかなければならないと思っております。パーツ・パーツで分析的にアプローチをしていくという過程をまずやるのが重要である。しかしながら、それは川上から川下までの麦という商品に着目した物の流れをトータルに押さえていかなければなりませんから、体系的といいたいまいしょうか、あるいはパッケージとして物事を考えていかなければならないだろうという大泉先生をはじめとする委員の方々の御指摘は、まさにそのとおりだと思っております。

水田畑作を本格的に検討する上での麦政策と消費拡大の麦政策は違うのかという御指摘もありました。米政策改革でも「売れる米づくり」ということが最大のターゲットになっているわけでありまして、基本的には麦も売れる麦づくりであり、消費者、実需者が望む麦を生産サイドで作り出していき、その努力に対して国民あるいは消費者がサポー

トすることを受け入れるのだらうなと思うのです。ですから、今、我々がとっている政策がひょっとすると生産者の方々に対しては誤ったシグナルを与えていて、生産者の努力の方向が実需者の望む品質なり生産コストの実現と不突合が起こっているのかもしれませんが。その点は私どもの政策を改めなければならないと思うわけでありまして、それを今回はこのペーパーの中で現象面から説明をしたところですが、今日いただいた御意見を十分に踏まえまして、さらに中身を詰めていきたいと思っております。

それから、消費の拡大につきましては、いろいろ貴重な御意見をいただきましたので、この件についても十分に念頭に置きながら検討を進めていきたいと思っております。

それから、品目横断政策との関係はどうなのかというお話がありました。品目横断は、第一義的には農業生産あるいは農業経営の段階で、政策が生産者あるいは経営者の判断に、ある意味では過度の歪曲性といえますが、それがなければ本当は違う経営を展開できたのに、たまたまこの作物をつくれという形で政策があるがゆえに、結果的にはエンドユーザーとの関係でいろいろ支障が起こっているのかもしれないので、それよりは、経営の単位で何をつくるかについての自由度はもう少し経営者にお任せをした方がいいのかもしれない。

ですから、そのあたりが品目横断を検討する際の一つのポイントになってくるのではないかと思うのですが、そういった中での麦は、生産段階での要素を考えながらも、麦の政策体系は基本的に需要の90%を外麦のマークアップ、輸入差益で国内産麦の保護コストを賄っているという構造がありますので、そういった仕組み全体を国民あるいは消費者の負担が軽くなるように……。もちろん、自給率向上という別の大命題がありますから、その命題を実現しつつ取り組んでいくという観点から、麦は川上も川下も川中も全部をトータルに一つのパッケージとして政策改革をしなければならない、そういう関係にあると思っております。

八木部会長 本日、委員の皆様方からいろいろ御意見を伺いましたので、それを踏まえまして、部会長としてここで一言御提案したいことがございます。

食糧部会においてこれまで麦政策全般について議論を進めてきたわけですが、先ほどもありましたように、現在、本審議会の企画部会において、来年の3月末を目途に新しい基本計画を策定する作業が進んでおりまして、その中で品目横断的な経営対策等の議論が精力的に行われております。対外的にも、先般のメキシコをはじめとするFTAの動きが加速化しておりますし、またWTO交渉が再開するなど、国際的な動きも進みつつ

あります。

こうした状況を考えますと、麦についても、先ほど議論がありましたように、体系的・整合性のとれた今後の麦政策のあり方等について議論を進めていく、よりスピードアップすることが必要ではないかと思えます。しかも、内容的に考えますと、細部にわたり、かつ専門的な見地に立った基本的な検討が必要ではないかと思えます。そういう点で、比較的短い時間にかかなりの回数を議論していただき、その結果、早期に結論をいただくことが必要となるわけですけれども、お忙しい委員の皆様方の御出席で議論をすることはなかなか大変なことではないかと思えます。

そこで私としては、関係法令あるいは本審議会の他の部会の例を参考にしながら、現在の食糧部会の下に小委員会を設置してはいかがかと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは小委員会を設置することにしたいと思えますが、どういう委員の構成にするか、あるいは運営のあり方をどうするかということについて、これまでの例がありましたら事務局の方よりお示しいただければと思えます。

中村食料企画課長 今、お手元に資料をお配りしておりますけれども、その（参考）というところの審議会規則第10条に、小委員会の設置について規定がございます。これを受けて通常、右側でございますような「〇〇小委員会の設置について」という部会長名の文書内容について合意するとともに、委員につきましては部会長が指名をするということが行われているところでございます。

八木部会長 それでは、お手元にお配りしたものにならって小委員会を設置することによってよろしいでしょうか。その場合、委員等の指名につきましては私に一御任いただくということによろしゅうございますか。なるべく早く委員会をスタートさせまして、次回の食糧部会では委員の構成、あるいは議論の進捗状況、あるいは運営要領等についてお示しをしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

### (3) その他

八木部会長 本日はまだその他の議事がございまして、「米政策改革予算の概要」、

「地域水田農業ビジョンづくりの進捗状況について」、それから立花委員からの御指摘であった「農産物検査における産地品種銘柄証明について」でございますが、ごく簡単に事務局から御紹介いただきたいと思います。

今城計画課長 それでは、資料4、資料5について、ごく簡単に御説明させていただきます。

まず資料4、「米政策改革関係予算の概要」でございます。

1ページが早見表でございます。生産調整関係のメリット対策として、16年産米に対する対策、16年度予算が今国会で御審議中でございますが、それと17年度の予定ということで、またがっております。それを簡単に表にしたものでございます。

水田農業構造改革対策の中で、産地づくり対策、これは従来の転作奨励金に相当します。それから、稲作所得基盤確保対策、これは出来高払いなので17年度予算になりますが、従来の稲経に相当します。新しい対策としては、担い手経営安定対策、これは稲作所得基盤確保対策の上乗せでございます。さらに集荷円滑化対策ということになっております。これで1726億円が16年度予算分、17年度も予定しているということでございます。

そのほか、需給適正化対策は、例の8・9年産を在庫のフレッシュを図るために行うものでございます。

その他関連対策といたしまして368億円でございますが、それは2ページ以下、構造政策等に資する事業ということでまとめさせていただいておりますが、説明は省略します。

続きまして、資料5でございます。これは、先ほど峰島委員からもございましたが、「地域水田農業ビジョンづくりの進捗状況について」ということで、1月、2月、3月とアンケート調査をさせていただきました。一番下の3月上旬のところをごらんいただきたいと思います。

地域水田農業ビジョンづくりは、地域の水田農業の設計図ということで、作物戦略と担い手の明確化といったことをつくっていただいているのですが、96%の市町村でたたき台案をおつくりになられているということで、頭が下がる思いでございます。「農業所得からほぼ合意を得ている」が36%、「農業者等への説明を行っている」が33%、「たたき台又は案を作成した」が26%でございますが、残り4%につきましてもこのようなことで、ほぼ3月中に作成したいというところが8割弱と、こういう進捗になっているところでございます。

紺野消費流通課長 資料6をごらんください。

部会長からお話があったように、昨年 10 月の食糧部会において立花委員から、農産物検査において産地品種銘柄の設定、特に小ロットのものについてなかなか設定されない、例えば低たんぱくで個性ある品種がたくさんある中で産地品種銘柄を付して売ることができないということで、売れる米づくりに対応した見直しが必要であろうという御指摘をいただきました。御指摘を踏まえて改善策を講じましたので、御報告させていただきます。

1 番には立花委員の御指摘が書いてありますので、省略させていただきます。

2 番が「16 年産以降の産地品種銘柄の設定手続きの改善」ということですが、まず 16 年産につきましては、銘柄設定に関する各都道府県における協議の進め方について改善を進めました。その結果、16 年産は、右側に「新形質米の新規設定（予定）」と書いてありまして、もうすぐ告示されますが、「春陽」という品種 5 件、「LGCソフト」が 3 件、「夢ごこち」1 件、こういう形で新たな品種の設定が既に予定されております。

さらに、17 年産、これは来年の作業になりますけれども、新規設定の申請につきまして、引き続き一層の改善を図っていくことにしていることを御報告して、終わりたいと思います。

以上です。

八木部会長 ただいまの御紹介、報告で何か御意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は長時間にわたり活発な御質疑、御意見をどうもありがとうございました。

最後に事務局の方から何かお知らせはありますか。

中村食料企画課長 次回は、何かあれば別でございますけれども、特段何ごともなければ、7月の基本指針の策定、それから今御決定いただきました麦の小委員会の関係について御議論いただくということで、6月か7月ごろの開催となりますので、よろしく願いいたします。

八木部会長 それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会